

## 学校で予防すべき感染症と出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法により出席停止の措置をとることができます。

他者への感染の恐れがなくなり、登校ができるようになりましたら、医師記載の「治療証明書」を登校する際に必ず担任に提出してください。

### 出席停止の基準

2023年9月現在

学校等で予防すべき感染症の種類（潜伏期間）		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器感染症（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治療するまで
第二種	<u>・インフルエンザ（1～2日）</u>	<u>・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日</u>
	・百日咳（6～15日）	・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	・麻疹（はしか）（10～12日）	・解熱した後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）（14～24日）	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風しん（14～21日）	・発疹が消失するまで
	・水痘（みずぼうそう）（11日～20日）	・すべての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱（プール熱）（5日～6日）	・主要症状が消失した後2日を経過するまで
	・新型コロナウイルス感染症	・発症後5日、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
	・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎	・病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 <u>流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、その他の伝染病（群馬県は定めてない）</u>	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

<注> ・上記の出席停止期間は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。  
・手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症は、原則出席停止扱いにはなりません。

## 治療証明書

群馬県立安中総合学園高等学校長

年 組 番 氏名

上記生徒は、[ ] (A・B) のため、出席停止となっておりましたが、他者への感染の恐れがなくなりましたので、登校してよいと思われます。

出席停止期間 月 日 ～ 月 日

令和 年 月 日

医療機関

医師名

印